省　令

○法務省令第二十八号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

法務大臣　千葉　景子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「岡山西出張所」を「倉敷支局、笠岡支局及び高梁支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同地方法務局岡山西出張所」に改める。

○厚生労働省令第九十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百七十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、船員保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

船員保険法施行規則等の一部を改正する省令

（船員保険法施行規則の一部改正）

第一条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「平成二十年八月」を「平成二十三年八月」に改め、同項第一号及び第二号の規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第三号から第七号までの規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

別表第五中「二五・〇三」を「二四・六八」に、「二二・〇五」を「二一・七四」に、「二〇・八一」を「二〇・五二」に、「一九・九〇」を「一九・六二」に、「一八・七七」を「一八・五一」に、「一七・八七」を「一七・六一」に、「一六・七七」を「一六・五四」に、「一五・七八」を「一五・五六」に、「一四・一二」を「一三・九二」に、「一二・七〇」を「一二・五二」に、「一一・四五」を「一一・二九」に、「一〇・三四」を「一〇・一九」に、「九・四六」を「九・三二」に、「八・五八」を「八・四六」に、「七・七三」を「七・六二」に、「六・八四」を「六・七五」に、「五・九八」を「五・九〇」に、「五・一四」を「五・〇七」に、「四・五一」を「四・四五」に、「三・八五」を「三・二九」に、「三・二四」を「三・〇二」に、「二・六一」を「二・二五」に、「二・〇二」を「一・九九」に、「一・八五」を「一・七三」に、「一・五六」を「一・四七」に、「一・四二」を「一・二九」に、「一・三八」を「一・二六」に、「一・三四」を「一・二二」に、「一・一九」を「一・一八」に、「一・一六」を「一・一四」に、「一・一三」を「一・一一」に、「一・〇八」を「一・〇七」に、「一・〇六」を「一・〇五」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「一・〇一」を「〇・九九」に、

「

平成八年四月一日から平成九年	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年	一・〇〇
平成十年四月一日から平成十一	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十	一・〇〇

」を

「

平成八年四月一日から平成九年	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年	〇・九九
平成十年四月一日から平成十一	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十	〇・九八

」に、「〇・九八」を「〇・九七」に、

「

三月三十一日まで	〇・九八
三月三十一日まで	〇・九七
年三月三十一日まで	〇・九八
二年三月三十一日まで	〇・九七

」を

「

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇

」を

「

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九

」に

改める。